

公 告

公告

身体障害者を対象とする平成15年度長野県職員採用選考考査を次のとおり行います。

平成15年9月22日

長野県知事 田中康夫
長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎啓一郎

1 採用職種、勤務予定機関、採用予定人員等

職種区分	勤務予定機関	採用予定人員	主な職務内容
事務	上小地方事務所	1人	事務一般 (相談窓口、情報処理、文書、統計等の業務)

2 受験資格

(1) 生年月日

昭和43年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 障害の程度等

身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級から4級までの者で、次に掲げる要件に該当するもの

ア 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能であること。

イ 活字印刷文による出題に対応することが可能であること。

ウ 長野県内に居住していること(通学等のため県外に居住している場合を含む。)。

(3) 国籍及び欠格条項

日本国籍を有し、かつ、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しないもの

3 考査日時及び考査会場

(1) 考査日時

平成15年11月14日(金) 午前8時30分

(2) 考査会場

長野県上田合同庁舎(所在地 上田市材木町1-2-6)

4 考査の方法等

次に掲げる考査等を行うものとする。

考査等の種類	方 法	時 間	内 容
教養考査	5肢択一式	1時間	高等学校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての筆記考査
作文考査	記述式	1時間	一般的事項についての作文考査
性格検査	記述式	1時間	性格についての検査
口述考査	個別面接	約20分	個別面接による考査
身体検査	職務遂行上必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査		
資格調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査		

5 合格発表

12月中旬までに受験者全員に通知します。

6 合格から採用まで

この選考考査に合格した者は、原則として平成16年4月1日に採用されます。

7 給与

現行の初任給は、高等学校卒業後直ちに採用された場合で136,800円(平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置(減額率5パーセント)後の額)です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、長野県経営戦略局人事活性化チーム、長野県人事委員会事務局、長野県の地方事務所及びその連絡所並びに長野県東京事務所で交付します。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入し、長野県経営戦略局人事活性化チーム（〒380-8570：県庁専用郵便番号のため住所記載不要 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）へ提出してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成15年10月7日（火）から10月24日（金）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

なお、郵送による申込みは、平成15年10月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験票は、健康診断書及び面接カードの用紙とともに、受付後に郵送します。

9 その他

この考査に関し不明な事項は、長野県経営戦略局人事活性化チーム（電話 直通 026-235-7032）又は長野県人事委員会事務局（電話 直通 026-235-7465）へ問い合わせてください。

郵送により問い合わせる場合又は受験申込書を請求する場合は、120円切手をはったあて先明記の角型2号の返信用封筒を必ず同封してください。

人事活性化チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年9月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 自然学校ふる里あったかとお

3 代表者の氏名

丸 山 宏 一

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡高遠町大字西高遠574番地2

5 定款に記載された目的

この法人は青少年並びに地域住民に対して、地域社会が実施する「青少年育成事業」「生涯学習」の支援、推進を行い、これを使って、子どもの健全育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成15年9月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

離転職者再就職等支援事業 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年9月1日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名 称 日本ドレーカ・ビーム・モリン株式会社

(2) 所在地 東京都品川区大崎1-11-1

5 随意契約に係る契約金額

60,895,706円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

産業活性化・雇用創出推進局

公告

茅野市における県営笹原地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年9月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営笹原地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年9月24日から10月22日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

農村整備課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成15年9月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

離転職者再就職等支援事業 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

公告

木曽郡開田村による小野原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年9月22日

長野県木曽地方事務所長 小池茂見

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成10年11月4日

3 土地改良事業を行った者の名称

木曽郡開田村

4 事務所の所在地

木曽郡開田村大字西野623番地1

5 工事着手年月日

平成11年1月29日

6 工事完了年月日

平成14年12月20日

土地改良課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、南信労政事務所ほか143機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成15年9月22日

長野県監査委員 石坂千穂

同 内田雄治

同 樽川通子

監査の結果に関する報告**1 監査の実施方針**

監査は、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかに意を用いて、実施しました。

2 監査の対象年度

監査は、平成14年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 監査の対象機関及び実施期間

監査は、平成15年4月から8月までの間に、全対象機関370機関（普通会計352機関、企業特別会計18機関）のうち、144機関（普通会計131機関、企業特別会計13機関）について実施しました。

4 監査の実施状況

(1) 普通会計の実施機関（131機関）のうち、58機関については実地監査を、73機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁 現 地 機 関	0 131	0 58	0 73
計	131	58	73

(2) 企業特別会計の実施機関（13機関）のうち、10機関については実地監査を、3機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁 現 地 機 関	5 8	5 5	0 3
計	13	10	3

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果をふまえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果をふまえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

5 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次のとおりです。

(1) 普通会計

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	—	6	—	6
契約事務	—	20	—	20
支出事務	—	33	—	33
補助金事務	—	1	—	1
財産管理事務	—	17	—	17
計	0	77	0	77

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はありませんでした。

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行等について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりです。なお、指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(7) 収入事務

- ・行政財産目的外使用許可に関する管理経費を徴収していないもの（3件）
- ・受託事業収入の調定期限が遅いもの（1件）
- ・その他（2件）

(イ) 契約事務

- ・請書等が作成されていないもの（4件）
- ・請負人等の選定に関する事務が適切でないもの（10件）
- ・その他（6件）

(ウ) 支出事務

- ・職員手当の返納を要するもの（2件）
- ・旅費の返納又は追給を要するもの（4件）
- ・建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの（18件）
- ・支出科目が適切でないもの（4件）
- ・その他（5件）

(エ) 補助金事務

- ・交付決定の時期が遅いもの（1件）

(オ) 財産管理事務

- ・公有財産に関する帳票の整理を要するもの（2件）
- ・重要物品異動報告がされていないもの（8件）
- ・分類替の事務処理がされていないもの（2件）
- ・その他（5件）

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項はありませんでした。

(2) 企業特別会計

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	—	5	—	5
契約事務	—	5	—	5
支出事務	1	5	—	6
財産管理事務	—	1	2	3
計	1	16	2	19

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項は、次のとおりです。なお、指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

(7) 支出事務

- ・預り金で、支出すべき時期を経過して未払いのものがありました。（須坂病院）

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行等について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりです。なお、指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(7) 収入事務

- ・未収金の縮減に一層努力を要するもの（4件）
- ・その他（1件）

(4) 契約事務

- ・契約書が整備されていないもの（1件）
- ・随意契約の理由が適切でないもの（1件）
- ・予定価格の設定が適切でないもの（1件）
- ・その他（2件）

(9) 支出事務

- ・職員手当の返納を要するもの（1件）
- ・建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの（2件）
- ・その他（2件）

(1) 財産管理事務

- ・固定資産異動報告がされていないもの（1件）

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりです。なお、検討事項については、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めました。

(7) 財産管理事務

- ・無形固定資産の電話加入権に未使用となっているものがあるので、有効活用の検討を求めるもの
- ・平成12年度に完成した病棟で未使用となっているものがあるので、計画的な活用の検討を求めるもの

6 監査実施機関ごとの監査年月日及び監査の結果は、次のとおりです。

(1) 普通会計

ア 実地監査

監査実施機関及び監査年月日	監査の結果
南信労政事務所 平成15年6月3日	適正に執行されたものと認められました。
上伊那農業改良普及センター 平成15年6月3日	適正に執行されたものと認められました。
伊那教育事務所 平成15年6月3日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
松本養護学校 平成15年6月4日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
松本筑摩高等学校 平成15年6月4日	適正に執行されたものと認められました。
飯田食肉衛生検査所 平成15年6月5日	適正に執行されたものと認められました。
木曽農業改良普及センター 平成15年6月10日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
木曽高等学校 平成15年6月10日	適正に執行されたものと認められました。
大町北高等学校 平成15年6月12日	適正に執行されたものと認められました。
山岳総合センター 平成15年6月12日	適正に執行されたものと認められました。
食品工業試験場 平成15年6月18日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。

農業大学校 平成15年6月18日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務、支出事務及び財産管理事務の一部について指導事項がありました。
野菜花き試験場 平成15年6月18日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
野菜花き試験場佐久支場 平成15年6月18日	適正に執行されたものと認められました。
須坂高等学校 平成15年6月18日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
若槻養護学校 平成15年6月18日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
長野吉田高等学校 平成15年6月18日	適正に執行されたものと認められました。
上田養護学校 平成15年6月19日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪保健所 平成15年6月19日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
諏訪児童相談所 平成15年6月19日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪湖健康学園 平成15年6月19日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
佐久保健所 平成15年6月24日	適正に執行されたものと認められました。
佐久教育事務所 平成15年6月24日	適正に執行されたものと認められました。
蓼科高等学校 平成15年6月24日	適正に執行されたものと認められました。
松本保健所 平成15年6月24日	適正に執行されたものと認められました。
松本盲学校 平成15年6月24日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
松本蟻ヶ崎高等学校 平成15年6月24日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
衛生公害研究所 平成15年6月25日	適正に執行されたものと認められました。
工業試験場 平成15年6月25日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
茅野高等学校 平成15年6月25日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
富士見高等学校 平成15年6月25日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
病害虫防除所 平成15年7月1日	適正に執行されたものと認められました。
須坂警察署 平成15年7月1日	適正に執行されたものと認められました。
長野南警察署 平成15年7月1日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
鑑識課 平成15年7月1日	適正に執行されたものと認められました。

長野家畜保健衛生所 平成15年7月25日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
自治研修所 平成15年7月25日	適正に執行されたものと認められました。
長野商業高等学校 平成15年7月25日	適正に執行されたものと認められました。
上田消費生活センター 平成15年7月25日	適正に執行されたものと認められました。
上田千曲高等学校 平成15年7月25日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
坂城高等学校 平成15年7月25日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪地方事務所 平成15年7月29日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、補助金事務の一部について指導事項がありました。
諏訪福祉事務所 平成15年7月29日	適正に執行されたものと認められました。
下伊那地方事務所 平成15年7月30日	適正に執行されたものと認められました。
下伊那福祉事務所 平成15年7月30日	適正に執行されたものと認められました。
飯田建設事務所 平成15年8月5日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
池田工業高等学校 平成15年8月5日	適正に執行されたものと認められました。
姫川砂防事務所 平成15年8月5日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
豊科建設事務所 平成15年8月6日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務及び財産管理事務の一部について指導事項がありました。
松本建設事務所 平成15年8月6日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
佐久地方事務所 平成15年8月20日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
佐久福祉事務所 平成15年8月20日	適正に執行されたものと認められました。
臼田建設事務所 平成15年8月21日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務及び財産管理事務の一部について指導事項がありました。
佐久建設事務所 平成15年8月21日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
北信地方事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
北信福祉事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
松本地方事務所 平成15年8月27日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
松本福祉事務所 平成15年8月27日	適正に執行されたものと認められました。

イ 書面監査

監査実施機関及び監査年月日	監査の結果
北安曇地方事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
北安曇福祉事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
松本空港管理事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
中央児童相談所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
松本児童相談所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯田児童相談所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
婦人相談所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
東信労政事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
上田保健所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯田保健所 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
大町保健所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
長野保健所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
須坂看護専門学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
木曾看護専門学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
精神保健福祉センター 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務の一部について指導事項がありました。
松本食肉衛生検査所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯田消費生活センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
情報技術試験場 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
佐久技術専門校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
佐久農業改良普及センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
上小農業改良普及センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
下伊那農業改良普及センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
北安曇農業改良普及センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。

中信農業試験場 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務、支出事務及び財産管理事務の一部について指導事項がありました。
佐久家畜保健衛生所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯田家畜保健衛生所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
水産試験場 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
水産試験場諏訪支場 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
水産試験場佐久支場 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
林業総合センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪建設事務所 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務及び財産管理事務の一部について指導事項がありました。
犀川砂防事務所 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
北信新幹線事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯田教育事務所 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
松本教育事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
松本青年の家 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
小諸青年の家 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
阿南少年自然の家 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
県立長野図書館 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
体育センター 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯山南高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
下高井農林高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
長野西高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
長野南高等学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
小諸高等学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
臼田高等学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
小海高等学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。

飯田風越高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
阿智高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
阿南高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
松本深志高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
明科高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
豊科高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
南安曇農業高等学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
穂高商業高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
大町高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
白馬高等学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
長野盲学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
長野ろう学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
松本ろう学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
伊那養護学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
諏訪養護学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
寿台養護学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
飯田養護学校 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
安曇養護学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
小諸養護学校 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
小諸警察署 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
阿南警察署 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
豊科警察署 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
大町警察署 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
交通機動隊 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。

高速道路交通警察隊 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
生活安全特別捜査隊 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。

(2) 企業特別会計

ア 実地監査

監査実施機関及び監査年月日	監 査 の 結 果
こども病院 平成15年6月4日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び支出事務の一部について指導事項がありました。
阿南病院 平成15年6月5日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
須坂病院 平成15年6月11日	次の指摘事項がありました。 預り金で、支出すべき時期が経過して未払いのものがありました。 このほかについては、おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び契約事務の一部について指導事項がありました。
北信発電管理事務所 平成15年6月11日	適正に執行されたものと認められました。
医務課県立病院室 平成15年6月17日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び財産管理事務の一部について指導事項並びに財産管理事務の一部に検討事項がありました。
企業局総務課 平成15年6月17日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について検討事項がありました。
電気課 平成15年6月17日	適正に執行されたものと認められました。
ガス課 平成15年6月17日	適正に執行されたものと認められました。
水道課 平成15年6月17日	適正に執行されたものと認められました。
小諸ガス管理事務所 平成15年6月19日	適正に執行されたものと認められました。

イ 書面監査

監査実施機関及び監査年月日	監 査 の 結 果
上田水道管理事務所 平成15年8月26日	適正に執行されたものと認められました。
駒ヶ根病院 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
木曽病院 平成15年8月26日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び契約事務の一部について指導事項がありました。

監査委員事務局